

議会運営委員会

日 時 令和 3 年 8 月 2 3 日（月）午前 1 0 時 3 0 分～
場 所 全員協議会室

1 令和 3 年亀岡市議会定例会 9 月議会について

- (1) 議案送付 8 月 2 3 日（月）
- (2) 再 開 8 月 3 0 日（月）

2 議案の概要説明について

- (1) 概 要 （別添）

3 9 月議会日程案について【別紙No. 1】

- (1) 一般質問通告期限 8 月 3 0 日（月）午後 1 時
○一般質問順序 ①共産党 ②公明党 ③新清流会 ④緑風会
- (2) 請願書等提出期限 8 月 3 0 日（月）午後 5 時
- (3) 質疑通告期限 9 月 7 日（火）本会議終了時
※第 5 1 号議案除く
- (4) 意見書等提出期限 9 月 2 4 日（金）午前 1 0 時
- (5) 討論通告期限 9 月 2 7 日（月）午後 4 時
※第 5 1 号議案のみ 8 月 3 0 日（月）総務文教常任委員会終了時

4 再開日（8 月 3 0 日）の議事について

- (1) 議事日程
諸報告
第 1 会議録署名議員指名（木村議員、奥野議員）
第 2 第 1 号議案から第 5 6 号議案（提案理由説明）

【裏面に続く】

第3 第51号議案（質疑～表決） ◎付託表は議場へ持参

※進行：質疑 → 付託 → （委員会審査等） → 委員長報告 → 質疑 → 討論 → 表決

○日程第3終了後 第7号議案に関して、地方自治法第243条の2第2項に基づき、監査委員へ意見聴取することを報告。

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

第二百四十三条の二 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

（2）諸報告

- 地方自治法第180条関係（2件）
- 健全化判断比率及び資金不足比率の状況
- 監査（例月）
- 理事者出席要求

5 8月30日の会議について

（1）順序（午前10時～）

①本会議（提案理由説明、付託等）

暫時休憩

②総務文教常任委員会（付託議案審査）

③総務文教常任委員会（委員長報告の確認） ※討論通告期限：委員会終了時
議運事前調整

④議会運営委員会

⑤本会議（表決等）

6 陳情・要望について

- (1) 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情【別紙No.2】
- (2) 超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望【別紙No.3】

7 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 消毒液の設置、マスク着用等
- (2) 会議中のドアの開放等
- (3) 一般質問・委員会への傍聴自粛呼びかけ
- (4) 委員会への出席職員の抑制
- (5) 市民憲章唱和の実施見合わせ
- (6) アクリル板設置箇所ではマスクの着用なしで発言可
(議長席、一般質問席、市長席、演壇)
- (7) 会議中のCO2濃度測定

8 一般質問について

- (1) 通告書について 事務局へメール送信（またはUSB）
※記入注意事項【別紙No.4】
- (2) 質問時間 答弁を含め1人45分
- (3) 会派内質問順序 8月27日（金）までに事務局へ連絡

9 決算審査について

- (1) 事務事業評価対象事業【別紙No.5】
- (2) 事前勉強会の実施
※令和3年度議会活性化の検討による決定事項

10 緊急提言について【別紙No.6】

【裏面に続く】

1 1 その他

(1) 常任委員会の録画配信

(2) 本会議場のBGM

※令和3年度議会活性化の検討による決定事項

(3) 議場内撮影許可の申請（市政記者クラブ、広報プロモーション課）

(4) エコ・オフィス推進期間（10月31日まで）

(5) 本日（8月23日）の会議予定

（引き続き） 幹事会

（午後予定） 会派会議

（上記終了後）広報広聴会議（広報部会・広聴部会）

(6) 議会運営委員会等の予定

8月30日（月）委員会終了後 議運事前調整（正副議長・正副委員長のみ）

上記終了後 議会運営委員会

9月 6日（月）14：00～ 議運事前調整（正副議長・正副委員長のみ）

9月 7日（火）一般質問終了後 議会運営委員会・幹事会

9月27日（月）13：00～ 議運事前調整（正副議長・正副委員長のみ）

14：00～ 議会運営委員会・幹事会

9月28日（火）未定 議運事前調整（正副議長・正副委員長のみ）

未定 議会運営委員会

令和3年亀岡市議会定例会 9月議会日程表（案）

別紙 No.1

Ver. 0701

【議会期間30日間】

日	曜日	会 議 等	備 考
8/20	金	10:00～ 市長・議長議案調整 11:00～ 議運事前調整	議案概要
21	土		
22	日		
23	月	【議案送付】 10:30～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、 会派会議、広報広聴会議（広報部会・広聴部会） 主要施策報告書配付	議案概要、議案
24	火		
25	水	10:00～ 決算特別委員会分科会（環境市民厚生・産業建設） 13:30～ 公共交通対策特別委員会	
26	木	10:00～ 総務文教常任委員会（月例）・決算特別委員会分科会（総務文教）	
27	金		
28	土		
29	日		
30	月	10:00～ 【再開、諸報告、署名議員、提案理由、質疑～表決】 総務文教常任委員会、議運事前調整、議会運営委員会 ＜13:00 一般質問通告期限＞ ＜17:00 請願書提出期限＞	議事日程、監査、出席 要求、提案理由、付託 表、審査報告
31	火		
9/1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月	13:00～ 市長・議長議案調整（追加議案） 14:00～ 議運事前調整 事務事業評価資料配付	追加議案概要
7	火	10:00～ 【一般質問】 （本会議後） 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、会派会議 ＜本会議終了時 質疑通告期限＞	議事日程 付託表、請願文書表、 追加議案
8	水	10:00～ 【一般質問】	議事日程
9	木	10:00～ 【一般質問、提案理由、質疑、付託】	議事日程、提案理由
10	金	10:00～ 総務文教常任委員会	
11	土		
12	日		
13	月	10:00～ 環境市民厚生常任委員会	
14	火	10:00～ 産業建設常任委員会	
15	水	10:00～ 決算特別委員会 全体会（市長出席）、各分科会	
16	木	10:00～ 決算特別委員会 各分科会	
17	金	10:00～ 決算特別委員会 各分科会	
18	土		
19	日		
20	月祝	（敬老の日）	
21	火	10:00～ 決算特別委員会 各分科会	
22	水	10:00～ 決算特別委員会 各分科会、全体会 決算分科会委員長会議	指摘要望一覧、 事務事業評価一覧
23	木祝	（秋分の日）	
24	金	委員会（予備日） ＜10:00 意見書提出期限＞	
25	土		
26	日		
27	月	10:00～ 市長・議長議案調整（人事議案） 13:00～ 議運事前調整 14:00～ 議会運営委員会・幹事会、会派会議 ＜16:00 討論通告期限＞	人事議案、意見書案
28	火	10:00～ 各常任委員会、決算分科会委員長会議 議運事前調整、議会運営委員会、会派会議 （午後）【委員長報告～採決、人事議案、休会】 広報広聴会議	議事日程、意見書案、 審査結果



令和3年6月21日受理
(郵送)

亀岡市議会議長 殿

別紙 No.2

2021年6月18日

「新しい提案」実行委員会

責任者 安里 長 従

沖縄県那覇市おもろまち4丁目17番11号1階

098-951-0250 (問合せ先)

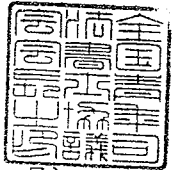


全国青年司法書士協議会

会長 阿部 健太郎

東京都新宿区四谷二丁目8番地岡本ビル5階(505号)

03-3359-3513



辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
 2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要なか否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
 3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要なだという結論になるのなら、沖縄以外の全国すべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。
- を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 不合理に区分された「本土の民意」と「沖縄の民意」

辺野古新基地建設の問題は、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等・差別の禁止の各理念からして看過することができない重大な問題である。

2019年2月、沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。わが国が真に民主主義国家であるならば、沖縄の人たちが直接民意を示したその結果が尊重され、状況は改善されているはずだが、県民投票から2年が経過したにもかかわらず、名護市辺野古において、現在もなお工事が強行され、さらには、そ

の埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を使用することが予定されていることに、沖縄県議会や県内市町村議会をはじめ多くの県民が抗議を行っている。

安倍晋三前首相が2018年2月衆議院予算委員会において普天間基地の代替施設が同じ沖縄の辺野古に決定した理由を問われ、「移設先となる本土の理解が得られない」と述べたように、安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍への基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきでものものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄の声を無視し、「本土の理解が得られないから」と新基地建設を強行することは沖縄に対する差別である。

国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄が直接示した声に耳を傾け、上記陳述の要旨のとおり、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決をはかることが求められている。

2. 憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法 41 条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と定め、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならないとする。次に、憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とし、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならないとする。そして憲法 95 条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定める。

安倍晋三前首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と答弁し、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを認めている。そうだとすると、閣議決定のみで決定され、強行されている辺野古米軍基地建設は、憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条に反する。

3. S A C O（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はS A C O（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。S A C O設置の経緯について防衛省は公式に次のように説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、（中略）在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」（防衛省HP「S A C O設置などの経緯」参照）。しかしながら、1996年12月のS A C O最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされたことは、S A C O設置時の基本理念に違反している。

4. 民主主義の二つの原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の保障も責務とされている。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の保障」という二つの原則からなり、これらは民主主義国家の基盤を支える一対の柱である。多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧の手段ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることを求めずに「沖縄に要らないものは全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決を尊重せず、かつ結果的に「本土の理解が得られない」から「辺野古が唯一」という政府の理由を補完することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が25年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問いに対する答えは、政府のみならず全国の地方自治体も日本国民も、この民主主義の実践から逃げてきたからということにほかならない。

5. 法の下での平等及び差別の禁止違反、幸福追求権、平和的生存権の侵害

沖縄の人たちは憲法13条が保障する幸福追求権などの基本的権利から遠く、憲法前文等が保障する平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本総理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり公正かつ民主的に解決すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な理由により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行している。これは憲法が保障する法の下での平等及び差別の禁止に反し、沖縄の人たちの幸福追求権や平和的生存権を侵害している。

6. 求められているのは、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決

以上のとおり日本国民及び全国の地方自治体は、憲法前文で「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なくもたらされるため、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を国に求める責任がある。

沖縄の県民投票における民意を尊重せず、一方で「本土の理解が得られないから」という不合理な理由に基づき決定され、強行されている沖縄県内への新たな基地建設は憲法が禁止する差別であり、これを許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。そして最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が最終的に責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。

そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的に解決すべきである。

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書（案）

憲法前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し」とある。ところが、自由の平等が保障されないまま、米軍基地建設が強行されている場所がある。沖縄である。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示してから2年以上が経過したにもかかわらず、工事は強行され、さらには、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部からの採取した土砂を使用することが予定されていることは民意のみならず、戦没者への敬意を失することにもなり、許されるべきではない。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

しかしながら、普天間基地の代替施設が、「本土の理解が得られないから」という不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

憲法が「わが国全土にわたつて」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決をおこなう必要がある。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、仮に日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は中止すべきである。

安全保障の議論は日本全体の問題である。すなわち、普天間基地の代替施設が国内に必要なか否かは、当事者意識をもった国民的議論により決すべきであり、最終的には国権の代表機関たる国会で、国が最終的に責任を負う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要なだという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条等の規定に基づき、下記3のとおり公正かつ民主的に解決することが求められる。

よって、〇〇議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要なか否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要なだという結論になるのなら、沖縄以外の全国のすべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとにならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇 〇 〇 議 会

(提出先)

衆議院議長	〇〇〇〇	様
参議院議長	〇〇〇〇	様
内閣総理大臣	〇〇〇〇	様
内閣官房長官	〇〇〇〇	様
外務大臣	〇〇〇〇	様
防衛大臣	〇〇〇〇	様
国土交通大臣	〇〇〇〇	様
総務大臣	〇〇〇〇	様
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）〇〇〇〇 様		

宛て

亀岡市議会議長

福井英昭 殿

超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展している中で、誰もがいくつになっても活躍できる社会の実現が求められています。

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正法が四月から施行され、七十歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされる一方で、シルバー人材センターについては、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められています。

新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大という未曾有の事態ではありますが、国の施策の実現や、地方自治体の施策、地域社会の期待にこたえるべく、私たちは今、平成三十年度から令和六年度までの七年間を期間とする「第二次会員百万人達成計画」を踏まえ、会員拡大、とりわけ女性会員の拡大や企業退職（予定）者層への働きかけの強化の取組を強力に推進しているところであり、八十歳を超えても活躍できる就業機会の創出に努めています。

また、「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、高齢者の安全就業を確保し、国が定めた適正就業ガイドラインを順守しつつ、

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業など要支援高齢者に対する支援事業
 - ② 放課後児童クラブの担い手など子育て中の現役世代や子供たちへの支援事業
 - ③ 人手不足や働き方改革に取り組む地元企業に向けたシルバー派遣等の事業
 - ④ 空き家管理、遊休地を活用した農園事業など地域の課題解決に資する事業
- 等を重点に取り組み、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしてまいりたいと考えています。

つきましては、令和四年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。

特に、国においては一般会計をはじめとした補助金の確保、また、都道府県・市区町村においても、従前にもまして厳しい財政事情の中にはありますが、国の補助金と同額以上の補助金の確保や、センターに対する市区町村等の公共からの事業発注の確保について、強く要望いたします。

また、令和五年十月に導入予定の消費税における「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を要望いたします。

令和 三年 八月 二 日

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会
令和 三年 度 定 時 総 会



公益社団法人亀岡市シルバー人材センター



公益社団法人	全国シルバー人材センター事業協会	会長	金子順一
公益社団法人	北海道シルバー人材センター連合会	会長	下村英敏
公益社団法人	青森県シルバー人材センター連合会	会長	波岸正
公益社団法人	岩手県シルバー人材センター連合会	会長	前川公二
公益社団法人	宮城県シルバー人材センター連合会	会長	小白川由利枝
公益社団法人	秋田県シルバー人材センター連合会	会長	小野忠儀
公益社団法人	山形県シルバー人材センター連合会	会長	鹿間康
公益社団法人	福島県シルバー人材センター連合会	会長	川浪廣次
公益社団法人	茨城県シルバー人材センター連合会	会長	綿抜剛
公益財団法人	栃木県シルバー人材センター連合会	理事長	富田哲夫
公益財団法人	群馬県長寿社会づくり財団	副理事長	川原武男
公益財団法人	いきいきき 埼 玉	副理事長	福田哲也
公益社団法人	千葉県シルバー人材センター連合会	会長	大井幸登
公益財団法人	東京しごと財団	理事長	小沼博靖
公益社団法人	神奈川県シルバー人材センター連合会	理事長	山中森勝
公益社団法人	山梨県シルバー人材センター連合会	会長	小林信保
公益社団法人	新潟県シルバー人材センター連合会	会長	若林孝
公益社団法人	富山県シルバー人材センター連合会	会長	久世浩
公益社団法人	石川県シルバー人材センター連合会	会長	林充男
公益社団法人	福井県シルバー人材センター連合会	会長	吉田修二
公益社団法人	長野県シルバー人材センター連合会	会長	酒井登
公益社団法人	岐阜県シルバー人材センター連合会	会長	浅野壽
公益社団法人	静岡県シルバー人材センター連合会	会長	深田勝弘
公益社団法人	愛知県シルバー人材センター連合会	会長	酒井通樹
公益社団法人	三重県シルバー人材センター連合会	会長	伊藤直樹
公益社団法人	滋賀県シルバー人材センター連合会	会長	平田正男
公益社団法人	京都府シルバー人材センター連合会	会長	松本建次
公益社団法人	大阪府シルバー人材センター協議会	会長	松山繁樹
公益社団法人	兵庫県シルバー人材センター協議会	会長	高島隆三郎
公益社団法人	奈良県シルバー人材センター協議会	会長	宇田秀子
公益社団法人	和歌山県シルバー人材センター連合会	会長	中田元成
公益社団法人	鳥取県シルバー人材センター連合会	会長	田中元成
公益社団法人	島根県シルバー人材センター連合会	会長	糸賀耕一
公益社団法人	岡山県シルバー人材センター連合会	会長	信木修
公益社団法人	広島県シルバー人材センター連合会	会長	建部賢次
公益社団法人	山口県シルバー人材センター連合会	会長	大田良充
公益社団法人	徳島県シルバー人材センター連合会	会長	森本勝
公益社団法人	香川県シルバー人材センター連合会	会長	佐保光宥
公益社団法人	愛媛県シルバー人材センター連合会	理事長	大塚岩男
公益社団法人	高知県シルバー人材センター連合会	会長	古味勉
公益社団法人	福岡県シルバー人材センター連合会	会長	内田敏夫
公益社団法人	佐賀県シルバー人材センター連合会	会長	山口雅久
公益社団法人	長崎県シルバー人材センター連合会	会長	吉木信一郎
公益社団法人	熊本県シルバー人材センター連合会	会長	西島喜義
公益社団法人	大分県シルバー人材センター連合会	会長	江藤郁
公益社団法人	宮崎県シルバー人材センター連合会	会長	清藤則幸
公益社団法人	鹿児島県シルバー人材センター連合会	会長	柿元孝志
公益社団法人	沖縄県シルバー人材センター連合会	会長	翁長聡

令和3年 月 日

亀岡市議会議長 ○○○○○○ 様

亀岡市議会議員 ○○○○○○

令和3年9月議会 一般質問通告書

会派名：○○○○○○○ (代表・個人)

質問方法（一括・一問一答）

次のとおり通告します。

体裁

- ・字体：MSゴシック・フォントサイズ10・全角英数字
- ・表のサイズを変えない。
- ・ページがまたがる場合は表を分割しない。

質問の意図が伝わるよう、まず、質問の趣旨・背景（課題や問題点等）を3～5行以内に要約して簡潔に記入。
（原稿をそのまま掲載しない。）

質問事項	質問要旨	答弁者
1 ○○○○について （スペース）・「～について」等で記入。順序は、機構の建制順を原則とするが、質問意図による順序立てる。	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ (1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ そして、質問内容を(1)、(2)の箇条書きの質問形で具体的に記入。 (「～について」は質問とにならない。)	○○ ○○○○ 質問事項 答弁者を記す ・市長 ・副市長 ・病院事業 ・教育長 ・所管部長 ・行政委員会
以下、例示		
2 空き家の適正管理について	空き家の放置は、近隣の生活環境を阻害し、不審者の侵入や放火などを誘発する恐れもある。また、災害時に倒壊する危険や住民の避難活動の妨げにもなりかねない。生活環境の保全、災害時の安全確保、犯罪の未然防止の観点から空き家の適正管理が求められる。 (1) 空き家の調査をどのような頻度で行い、市内に長期間放置された空き家がどれくらい存在するか把握しているか。 (2) 管理不十分な空き家は近隣住民にとって危険な箇所と認識しているか。 (3) 空き家の所有者に対してどのような呼びかけ、連絡を行っているのか。 (4) 空き家の管理や処分を行う条例を制定する考えはあるか。	市長 所管部長

※組織機構の建制順

市長公室・政策企画部・生涯学習部・
総務部・環境先進都市推進部・市民
生活部・健康福祉部・こども未来部・
産業観光部・まちづくり推進部・会
計管理室・上下水道部・市立病院・
教育委員会・選挙管理委員会・公平
委員会・監査委員・農業委員会

注意点（先例・申合せ119）

令和2年度決算 事務事業評価対象事業（R3. 9実施）

総務文教分科会

- 1 学校運営経費（選択制デリバリー弁当実施経費）
- 2 放課後児童対策経費
- 3 教育委員会運営経費
- 4 移住・定住促進経費

環境市民厚生分科会

- 1 環境保全対策経費
- 2 生活保護運営対策経費
- 3 子ども・子育て支援経費（子どもの貧困実態調査・計画策定業務委託料）

産業建設分科会

- 1 観光推進経費（外国人観光客向け観光案内所窓口強化業務委託料）
- 2 観光推進経費（亀岡市観光協会運営費補助経費）
- 3 観光推進経費（亀岡市観光協会宣伝事業等補助経費）
- 4 林業担い手育成事業経費

緊急提言(案)

亀岡市教育委員会におかれては、コロナ禍において、子どもたちの安全安心な教育環境の整備にご奮闘いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。

さて、京都府が令和3年8月20日から緊急事態宣言対象区域に指定され、亀岡市においても感染が拡大し、市民の中に不安が広がる中、8月30日から市立小・中・義務教育学校の2学期が始まります。

感染力が強いとされる変異種により、子どもたちの感染リスクが高まることが危惧されますので、これまで以上の対策を講じていただくよう、以下の事項について提言します。

記

- 1 さらなる慎重な対策と対応の厳格化
- 2 多くの児童生徒が触れる場所の抗ウイルス・抗菌コーティング加工の実施
- 3 オンライン授業実施に向けた準備の前倒し実施
- 4 学校でクラスターが発生するなど、緊急事態が生じた場合でも速やかな対応がとれる体制の構築

以上

令和3年8月23日

亀岡市教育委員会 御中

亀岡市議会議長 福井 英昭

亀岡市議会議会運営委員長 木曾 利廣